

平成24年第3回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
報告第7号	専決処分した事件の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）	承認 （全員一致）	9月11日
議案第104号	財産（宝塚すみれ墓苑）の取得について	可決 （全員一致）	
議案第105号	宝塚市立宝塚すみれ墓苑条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第112号	平成23年度宝塚市病院事業会計決算認定について	認定 （全員一致）	
議案第113号	工事請負契約（ごみ焼却施設基幹的設備改良工事）の締結について	可決 （全員一致）	
請願第15号	教育条件整備のための請願	採択 （全員一致）	

審査の状況

① 平成24年 9月 6日 (議案審査)

- ・出席委員 ◎三宅 浩二 ○浅谷 亜紀 石倉 加代子 井上 きよし
北野 聡子 サトウ 基裕 となき 正勝 藤岡 和枝
村上 正明 (◎は委員長、○は副委員長)

② 平成24年 9月11日 (議案審査)

- ・出席委員 ◎三宅 浩二 ○浅谷 亜紀 石倉 加代子 井上 きよし
北野 聡子 サトウ 基裕 となき 正勝 藤岡 和枝
村上 正明 (◎は委員長、○は副委員長)

③ 平成24年 9月14日 (委員会報告書協議)

- ・出席委員 ◎三宅 浩二 ○浅谷 亜紀 石倉 加代子 井上 きよし
北野 聡子 サトウ 基裕 となき 正勝 藤岡 和枝
村上 正明 (◎は委員長、○は副委員長)

④ 平成24年10月 3日 (委員会報告書協議)

- ・出席委員 ◎三宅 浩二 ○浅谷 亜紀 石倉 加代子 井上 きよし
北野 聡子 サトウ 基裕 となき 正勝 藤岡 和枝
村上 正明 (◎は委員長、○は副委員長)

平成24年第3回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
報告第7号 専決処分した事件の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）	
議案の概要	
市立病院に係る損害賠償請求訴訟において、裁判所からの和解勧告を受け、損害賠償の額を300万円と決定し、専決処分したもの。	
論 点 1 和解の妥当性について	
<質疑の概要>	
問1	この件については最初から和解ありきだったのか。和解となったことについての市立病院としての見解は。
答1	病院側と患者側の主張に違いがあったため訴訟となったが、裁判所より和解勧告があり、訴訟の長期化とそれに対する遺族の負担を斟酌し和解に応じた。
問2	検査結果が高齢者によくあるものということでの判断についての訴訟だが、今後も同様のことで訴えられる可能性はあるのではないか。また、現在、同様の訴えはあるのか。
答2	今後も同様のことが起こる可能性がないわけではないが、注意深く見て行けば防ぐことができる。今後気をつけてやっていかなければならないと反省している。なお、現在同様の事例での訴えはない。
問3	議案の報告内容が一方的に病院側の過失とも取れる内容になっている。遺族の負担を斟酌したことなど、和解に至るまでの詳細を記載できないか。
答3	損害賠償の議案については簡略化して作成しているが、今後、経過のわかるような記載内容について検討したい。
論 点 2 医療事故における専決処分について	
<質疑の概要>	
問1	損害賠償の額の決定については議会で議決を得るのが基本。公立病院としてのルールを弁護士等に理解してもらい、それを踏まえた和解は難しいのか。
答1	顧問弁護士にはすでに伝えている。裁判による和解という特殊な例を除いては基本に沿って対応したい。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	承認（全員一致）

<p>議案番号及び議案名 議案第104号 財産（宝塚すみれ墓苑）の取得について</p>
<p>議案の概要 市民等に長期安定的に良質な墓地を提供するため、財団法人宝塚市都市整備公社から、22億1,130万円で宝塚すみれ墓苑の事業譲渡を受け、市直営で管理運営をするもの。</p>
<p>論 点 財産取得の妥当性について <質疑の概要> 問1 市直営が最善の方法なのか。 答1 都市整備公社での本事業の実施において、すべてを借り入れで行うことに無理があった。墓地需要の変化がある中で、市が損失補償をしながら事業を行ってきたが、本年度中に公社が資金ショートする可能性もあり、そうなれば、利用者に不安を与えることになる。市直営で行うことにより、起債の償還は3年間据え置き、30年の償還期間となる。そのことにより償還に必要な年間の貸し出し数が少なくなり、現在より資金計画に余裕ができる。また、起債での運用となることにより、償還金利の低率化にもつながるなどのメリットがある。現在選択できる最善の策ということで取り組んでいる。 問2 貸し出し数を達成するための計画の見直しは。 答2 特別会計になったことにより、予算、決算の議会による審議により透明化を図る。また、年間230基の貸し出しが、160基程度となり、30年で22億円を償還できる資金計画を、一般会計とは切り離れた形で計画している。厳しい状況だが達成しなければならない。</p>
<p>自由討議 なし</p>
<p>討 論 (賛成討論) 討論1 公社での運営については、議会も賛成して行ったもの、今回のように損失補填を繰り返していることについては考えなければならないが、今回はいたしかたない。 討論2 30年返済の公営企業債での運用ということで、市民への負担を懸念するところだが、販売促進をしっかりとし、健全な運営をしていただくということを要望して賛成する。</p>
<p>審査結果 可決（全員一致）</p>

議案番号及び議案名

議案第105号 宝塚市立宝塚すみれ墓苑条例の制定について

議案の概要

現在、財団法人宝塚市都市整備公社が管理運営を行っている、宝塚すみれ墓苑の事業譲渡を受け、市直営とし管理運営を行うための条例を制定しようとするもの。

論 点 1 条例の妥当性、実効性について

論 点 2 今後の管理・運営計画について

<質疑の概要>

問1 市直営のメリットを作り出すべきだと思うが方策はあるか、また来年度以降の予算措置についての市の考え方は。

答1 市直営化により信頼は高まるが、市場には選択肢が多くあり、より魅力的な要素が必要となる。一定の市場を確保できるよう、墓苑としての施設整備や販促活動をしていくための費用を、特別会計で示し、議会に説明し、審査していただき、活用していきたい。

たとえば、日陰施設、アクセスの向上、墓苑内での法要ができる施設の整備等の要望があり、それらを取り入れながら魅力ある施設を整備したい。また、専門家や民間事業者のアドバイスを受け、販売促進につなげたい。

問2 計画書では、計画の見直しは随時行うこととなっているが、委員会の設置によるチェック機能など、見直しについての方策は。

答2 現在、委員会の設置は考えておらず、民間のノウハウを最大限に活用できるよう、民間団体や事業者をアドバイザーとして最適化も含め検討していく。

問3 市直営のメリットを継承し、販売していくため、現在の組織を継続するのか。

答3 組織としては環境部で、民間のノウハウも活用し、予定数は販売したい。

問4 販売促進していく上での職員体制は。

答4 特別会計での人件費は、職員1名分であるが、担当課一丸となって積極的に販売促進に取り組みたい。

問5 指定管理者導入の検討は。

答5 墓苑管理の指定管理者制度の導入は、近隣でも事例はあり、墓苑の管理については長尾山霊園も含め今後検討したい。

問6 バスの運行や西谷夢プラザからの職員での送迎において、利用者が十分に墓参できる時間での運行がされているか。

答6 バスについては、現地で40分間の時間をとっての運行となっている。西谷夢プラザからの職員による送迎については、利用者の要望にあわせて送迎を行っている。

問7 樹木墓や散骨などを希望する方もあり、埋葬のしかたが変わってきている。また遠方のため墓の管理ができないなどの心配する方もある、多様なニーズに応えることが、墓苑の利用者増につながるのでは。

答7 樹木墓の実施や、将来管理できなくなったときの対応としての合同墓所や墓石の保管など、個人墓だけでなく、さまざまな経営方法について、民間のアドバイスを受けながら運営していきたい。

問8 墓所の購入支援策として、ローンなど購入しやすいための方策の検討は。

答8 既に金融機関と提携して提携墓苑ローンを行っている。市直営化にあわせ、さらに利用しやすいものとなるよう協議したい。

問9 条例第28条、第29条で行為の制限と損害負担について規定されているが、損害賠償の規定や罰則がない理由は。

答9 墓苑で起きると想定される損害賠償事案は、条例に規定しなくても他の法令などにより対応できるため規定していない。

問10 特別墓所の利用が現在1法人であるが、法人への営業についての考えは。

答10 法人から相談を受けることもあり、丁寧な説明を心がけている。今後も積極的に情報を提供していく。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成24年第3回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第112号 平成23年度宝塚市病院事業会計決算認定について

議案の概要

平成23年度病院事業会計決算の主な内容は、外来の年間延べ患者数は4.5%の増、入院の年間延べ患者数は4.0%の増、病床利用率は71.8%となり、前年度比3.9ポイントの増。収入総額107億3,000万円余、支出総額112億700万円余で、当年度の純損失は4億7,000万円余となったが、前年度の純損失と比べ2億9,400万円余改善し、累積欠損金は136億7,000万円余となった。

論 点 1 改革プランに基づく決算状況について

<質疑の概要>

問1 留保資金は改革プランと乖離しているが、平成24年度決算分析値の予想と今後の努力は。

答1 4月から8月の状況から判断し、平成24年度は改革プランの数値を達成できる見込みであり、留保資金についても予定どおり達成できる見込みである。

問2 給与費や材料費など、監査意見書でも指摘のあったとおり、改革プラン外の現状なども整理し、経済状況の変化に沿った見直しが必要では。

答2 改革プランと乖離がある部分やプラン外の現状については、平成26年度以降の中期計画で整合性を持たせ改善していく。地域医療支援病院の承認についても、地域の病院との関係性などを新しい計画の中できちんと出していきたい。

問3 病院事業運営審議会で、平成23年度決算の数値を分析し総括するとのことであったが、いつごろになるのか。

答3 これまでの改革プランの取り組みの総括として、本委員会での意見も踏まえた上で審議会で考え方を説明し、11月ごろをめどに総括としたい。

問4 累積欠損金の増加について見解は。

答4 平成26年度予算決算より公営企業会計の見直しが適用されるため、それに添った形で見直していきたい。

問5 黒字化だけが改革ではない。患者や市民の満足度をどう捉えるか。

答5 収支の改善と患者サービスは相反するものと考えているが、当院での治療が終わった後も地域の病院で診てもらえるという安心感を持ってもらうなど地域との連携をしっかりとっていきたい。

問6 看護師不足が大きな課題となっている。離職率が高いが対策は。

答6 平成21年度以降50名増員している。業務量の増大に伴い人員増を図っているが、不足しがちであるため、平成24年4月より定時募集を随時募集とした。また、市立看護専門学校より今年度は34名、来年度は二十数名採用希望者がある。併せて随時募集と看護師紹介業者などを通じ適正な人数の確保に努める。また、業務上の悩みなど相談体制を確立し、離職率を抑えていきたい。

問7 4大疾病への取り組みで糖尿病の入院患者について達成率が41%とダウンしている。専門医が必要だと思われるが進捗状況は。

答7 4月に専門医を配置できるめどがあったが実現しなかった。引き続き大学側に要請し、来年度には確保したい。

問8 患者に対するアンケートで確認された意見・要望については、どのように改善していったのか。

答8 苦情で一番多いのは待ち時間、次は病床環境である。待ち時間は統計的には改善されているが、発生することはやむを得ない。診察順の状況をモニターで案内したり、携帯電話で表示板が確認できるなど、システム環境は改善している。病床環境については、6人部屋を4人部屋へという提案が以前あったが、入院患者数が増加している現在実現は難しい。今後、入院日数の短縮などにより4人部屋化を検討したい。

論 点 2 決算認定の妥当性について

<質疑の概要>

問1 平成26年から公営企業会計基準が見直しになるが、どのようになるのか。

答1 影響の大きいものは、固定資産に減価償却の考え方が取り入れられ、現在資本剰余金に記載している金額の大部分が利益に変わる。そのため、欠損金の補填に使えることとなる。また、退職手当金を負債に計上することになる。退職金の額については、県の試算照会により平成23年度末での算定を行った。

問2 公営企業会計基準の見直しに当たり、システム変更や改善は必要か。

答2 一部必要だが大幅な変更ではない。

問3 システム改修の費用はどのくらいか。また国の財政措置があると聞いているが。

答3 25年度予算に計上するため、現在、費用見積はできていない。財政措置については、一般会計からの繰り入れとなるため、協議しながら進めていく。

自由討議	なし
------	----

討 論	なし
-----	----

審査結果	認定（全員一致）
------	----------

<p>議案番号及び議案名</p> <p>議案第113号 工事請負契約（ごみ焼却施設基幹的設備改良工事）の締結について</p>
<p>議案の概要</p> <p>宝塚市クリーンセンターごみ焼却施設の延命化と温室効果ガスの削減を目的に基幹的設備の改良を行うため、15億2,250万円で工事請負契約を締結しようとするもの。</p>
<p>論点 1 契約について</p> <p><質疑の概要></p> <p>問1 随意契約となっている理由は。また、発注仕様書での契約となっている理由は。</p> <p>答1 随意契約の理由は、プラントの一部を改修する工事のため保証の問題があり、当プラントのメーカーでの工事としたもので、温室効果ガスの20%削減についても基本設備を把握していないと難しいということもある。また、プラントであるため、市として一般工事のように金額を算出することができないため、内容を発注仕様書に示しての契約とした。</p> <p>問2 発注仕様書は市で作ったものか。そうであれば、工事費の積算はできるのではないか。</p> <p>問2 発注仕様書の内容は市で作ったもの。機能検査の実施等により交換が必要な部分等は一定把握している。建築工事のような一般的な工事費の基準がないため積算は困難。検討課題として研究したい。</p>
<p>論点 2 焼却施設のあり方・方向性について</p> <p><質疑の概要></p> <p>問1 平成16年度から計画修繕を行っているが、平成35年までの延命化は、いつ決定したのか。</p> <p>答1 平成15年度に精密機能検査を実施し、引き続き使用するために必要な整備内容を確認。平成17年度にクリーンセンター内で新施設建設の検討会を開催、平成21年度には検討会を全庁的に開催し新炉整備の基本的考えをまとめている。あわせて、平成21年度に行った精密機能検査で基幹的設備改修により平成35年まで延命できるとの結果が出たため、延命化を図ることとした。</p> <p>問2 延命化した10年で、新炉の建設をしなければならないが、年次計画などのスキームは示されるか。</p> <p>答2 廃棄物処理施設の建設には市民の理解が不可欠。先進市の情報を集め、市民の理解が得られるスムーズな実施方法を検討する。市の基本的な方針を基に、市民参加で10年間の計画を検討していきたい。今年度中に大きな枠組みは示したい。</p>

問3 現在までにごみ焼却施設の改良工事等に47億円ほどかかっている。延命化するのに新施設が建設できるだけの費用がかかっているのではないか。

答3 平成10年からダイオキシン対策特別措置法に基づく工事に約24億円。延命化にかかる工事費は今回の基幹的設備改良工事15億円及び平成16年以降実施している計画修繕の総額約8億5千万円。ただし、新しい施設であっても、一般的に施設維持のための計画修繕費が年間1～2億円必要となる。

問4 今回の工事だけで、今後10年間、焼却炉の延命化はできるのか。

答4 今回の工事により、基幹部分の延命化は可能となる。平成35年までは基幹部分の延命化工事は必要ない。

問5 温室効果ガス20%削減で国の補助2分の1。温室効果ガス3%削減なら、国の補助3分の1だが必要な工事費が抑えられるのではないか。

答5 基幹部分の工事であり工事期間が1炉あたり3カ月必要となる。現在のバグフィルターでは1炉での可能な連続運転が1.5カ月程度であり、工事ができないため、バグフィルターの交換により連続運転期間を3カ月以上に延ばし工事を行う。また、多額の費用が必要であることから、温室効果ガスの削減により2分の1の補助を受けたい。

問6 現施設建設の際に地元と交わした協定書の内容で、現在も影響するものは。

答6 協定書では、次期施設建設は北部地域としているが、県の北部整備の進度調整等により、現在、建設地は白紙の状態。協定書の内容で現在すぐに解決しなければならぬ課題があるとは認識していない。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

請願第15号 教育条件整備のための請願

議案の概要

様々な教育課題克服のため、教育条件整備の更なる充実を求める。

請願の項目

- 1 豊かな教育を創造する教育予算の充実と保護者負担の軽減を
- 2 障がい児教育の充実のために
- 3 中学生の卒業後の進路を保障するために
- 4 文化厚生施設の充実のために
- 5 地域の教育発展のために

論 点 1 妥当性・必要性について

<質疑の概要>

問1 教育条件の整備については、予算を拡充させるだけでなく、予算の範囲内で効率化することによって教育の質が担保される場合もあると考えるが、予算の拡充以外の取り組みはなされているのか。

答1 予算拡充は市の範疇、請願団体には執行権はない。ボランティア等で直接学校に入って子どもたちに対する課題を解決している。

問2 宮崎県小林市では文部科学省の委託を受け学校予算の効果的な配分、活用方法について調査研究がなされていると聞いている。毎年同様の請願が出ているが、効果的な配分についても考慮されるべきと考えるが見解は。

答2 効果的な配分については教育委員会が行うことであり、現場の学校関係者から見て充足されていないものが請願項目として残っている。

問3 請願の項目に青少年を育てる地域づくりのためのとりくみの充実をはかってくださいとあるが、具体的にはどんなことか。

答3 青少年育成市民会議などで様々取り組んでいる。学校だけでなく地域社会での取り組みを実現するためには一定の人員と予算が必要。

問4 子ども支援サポーターやスクールソーシャルワーカーの増員を求められているが、担任の先生とのかかわりを密にすべきではないか。

答4 子ども支援サポーターは子どもに直接寄り添う人であり、スクールソーシャルワーカーは各学校に常駐してほしい。制度的にはたくさんいるように見えるがそうではない。多様な対応が必要だが、まずは学級運営、そして学校運営なので、運営についてさらに充実していけるように請願している。

問5 学校教育施行令改正で障がい児が普通学級に通いやすいようにするとのことだが対応は。就学通知など他の子と同様に同時期に出すのか。

答5 保護者の希望・要望に沿った形で進路指導を行っていく。就学通知についても、保護者の希望に基づき、他の児童と同時期に送付する。

問6 現時点で教育委員会が取り組んでいこうという積極的な内容があれば教えて欲しい。また、市としてはどうか。

答6 教育委員会として今の時点で発表できるものはないが、趣旨は理解させていただいて予算拡充を要求していく。市として、教育予算は重点的な予算であり、教育委員会からの要望についてははていねいに答えていっている。

問7 外国籍の子どもたちへの支援はどうか。

答7 外国籍の子どもたちへの支援については既存事業を充実させるとともに、ニューカマーの子どもたちに手厚く支援してほしい。

問8 公立高校の開門率についての状況はどうか。

答8 公立高校選抜制度が変わり、必ずしも希望する学校に入れるわけではない。行きたいと思った学校に行けるよう定員枠を狭めないでほしい。

問9 中卒者採用の現状は。

答9 技能労務職については中卒者を採用しており、今年度は4月に4名、5月に1名、計5名採用した。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	採択（全員一致）